

はじめに

障害のある幼児児童生徒の教育を取り巻く状況は、国連における「障害者権利条約」をめぐる動きや、先に本県で制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」など、国内外のノーマライゼーションの進展があり、これらが大きな潮流となって進んでいます。

おりしも、国においては教育基本法や学校教育法等が一部改正されるなど、特別支援教育を取り巻く状況も大きく変化しているところです。

近年、県内の盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等に在籍する児童生徒が増加するとともに、障害は重度・重複化、多様化しつつあります。また、教育に対する本人・保護者の要望は高まり多様化しつつあります。

こうした背景を踏まえ、県教育委員会では、平成15年度に外部の学識経験者等の委員で構成された「ノーマライゼーションの進展に対応した障害児教育の検討会議」を設置し、3年間にわたる審議の結果、『千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）最終報告』（平成18年3月）を得たところです。

県教育委員会では、この最終報告をうけて、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画である、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。計画では、本県の障害児教育の現状と課題を踏まえ、本県の特別支援教育の基本的な考え方と今後の特別支援教育の推進に関する内容を、ライフステージの項目にそってまとめました。

本計画の策定に際しては、すでに策定済みの、「あすのちばを拓く10のちから」や「千葉県地域福祉支援計画」、「第三次千葉県障害者計画」で示された基本的な事項を踏まえるとともに、教育戦略ビジョンと連携を図りながら策定作業を進めてまいりました。

また、広く県民の皆さんの御意見を計画に反映させるため、タウンミーティングとパブリックコメントを実施いたしました。タウンミーティングについては、平成18年10月から11月にかけて、基本計画（骨子案）に関して、県内5会場で、延べ1,200名余りの県民の皆様の御参加により多様な御意見をいただくとともに、平成19年2月に基本計画（素案）についてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんから改めて御意見をいただいたところです。

今後、本基本計画の実現を図るため、適宜計画の見直しや修正等を行うとともに、各事業については、実施計画を立てて施策展開を図ります。

施策実現のためにも、県民の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

おわりに、本基本計画の策定にあたり、「基本計画策定協議会」及び「千葉県障害児教育研究推進会議」の委員の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成19年3月

千葉県教育委員会